

# 地域生活支援拠点の整備 と 相談支援体制の充実・強化について (基幹相談センターの設置について)

「みんなでつくる 地域で共に生きるまち」を目指して

令和4年7月14日  
ひたちなか市自立支援協議会  
相談支援部会

## ※地域生活支援拠点等とは

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することです。

## ※拠点等に「必要な機能」及び整備の種類

### 【必要な機能】

- ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

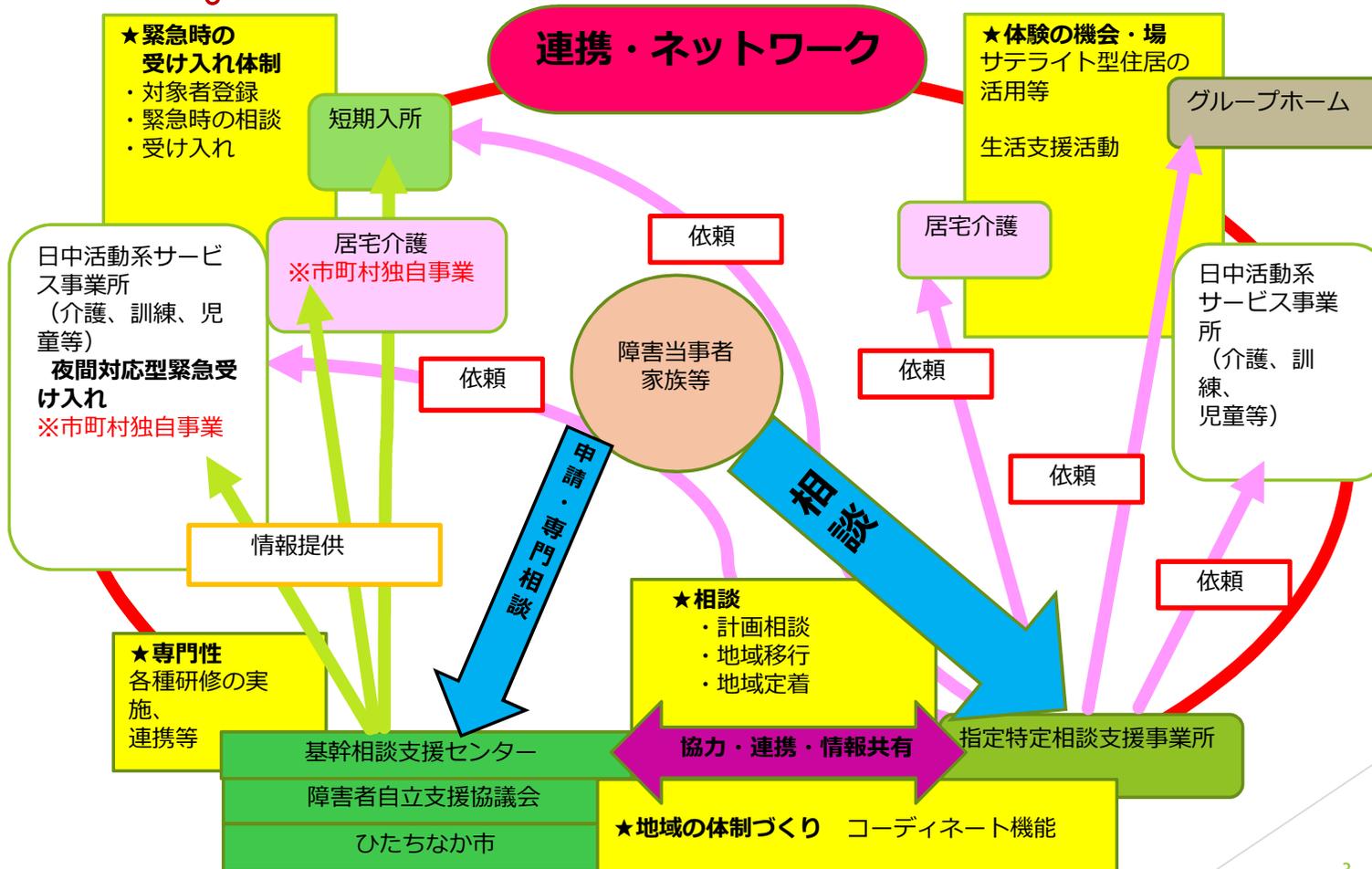
### 【整備の種類】

「多機能拠点整備型」 上記の5つの機能を集約し、グループホーム等に付加

「面的整備型」 地域における複数の機関・事業所が、その強みを生かしながら5つの役割を担う。

本市においては「面的整備型」を設置目標としています。

# ひたちなか市地域生活支援拠点（面的整備）



# これまでに話し合ってきたことのまとめ

## (1) 【基幹相談支援センターの在り方について】

### ①設置場所 1 箇所

※できれば市内の中心的な場所、わかりやすい、行きやすい場所

### ②機能

※専門性を持ち、地域の体制づくりのコーディネートができること

### ③実施事業

#### ○総合的・専門的相談支援（スーパービジョン・コーディネート機能）

特定相談支援事業所への支援

専門性の確保 各関係機関とのコーディネート（医療、学校等）

地域の核となる拠点との連携

施設入所者、精神科等入院患者の地域生活移行への総合調整

他法との調整（介護保険、子ども政策、生活保護等）

#### ○情報の集約と提供

市内事業所情報

サービスの空き状況、新しい事業所情報 事業所の特性

地域生活支援拠点の体験の場の開催状況等

- 法制度の改正に対応する情報の提供
- 関係機関の情報（関係機関の事業内容、担当者の把握）
- 市民ニーズの把握
- インフォーマル支援の把握・情報提供
- 困難ケースの対応方法
- 研修企画（ひとづくり）
  - 各種講習会の実施（専門性の確保のための人材確保、養成）
  - 専門知識・支援水準の向上のための研修（事業所の質の確保）
  - 市民向け研修 障がい理解、虐待対応等権利擁護関係
  - 相談支援専門員の質の確保、連携のための連絡会の継続
- 地域の体制づくり
  - 障害福祉サービス事業所の連絡会の実施
  - 各関係機関との連絡会の実施（行政・警察・保健所・学校等）
  - 継続した体制作りのための自立支援協議会への提言（部会の継続）

## (2) 【地域生活支援拠点について】

### 忘れてはならないこと **なぜ、地域生活支援拠点が必要なのか**

○もともと、なぜ地域生活支援拠点が必要とされたのか

障がい者の生活の場は、親亡き後は 『入所』 だった・・・無理なら病院？



入所のニーズに変化

入りたくて入ってるんじゃない・・・という人も



ってことは地域で暮らせることをもっと見直すべき



だから、住み慣れた場所で暮らせるような地域を作りたい ということになる。

だから、入所しなくても大丈夫、と思える整備が地域でできたらいい感じ。

○大切なことは 基本的な考え方を共有すること

➡これは行政とも 共有できていることが必要・・・あくまでも行政との協働

基本となること **安心して暮らせる地域づくり**

障害のある方が、障害が重度であったり、医療的ケア・行動障害支援等の専門的な対応が必要であったり、高齢化したり、親兄弟等の保護者となる方が不在であったり・・・だとしても、

**その人の意思に基づき、暮らしたい場所で、暮らしたい人と、その人らしく、  
生き活きと安心して暮らせる地域づくり**  
を進めることが必要。

そこで、地域生活をする中で発生する、様々な不安を少なくしながら生活できるようにするには、身近な地域で、相談ができる相談支援、地域生活への移行をイメージしたグループホームの入居体験、緊急時の受け入れショートステイの受け入れ体制を確保し、さらに医療との連携による夜間を含めた地域生活を支えるための緊急支援体制の構築が必要となる。

その緊急支援体制の機能を身近な地域で対応するにできるためには、**24時間365日対応できる地域生活支援の核（司令塔）となる拠点を整備し、核となる拠点だけでは対応できない部分を行政や地域の社会資源で面的にカバー**することが必要となる。

○共通であるべき必要な**言葉の定義**

※地域生活とは

- ・ 本人の意思決定により、『自分で住み慣れたまち、自分で選んだまち』で暮らしたいというニーズを満たすための支援を受けながらの生活。
- ・ 障がい福祉サービスや医療サービスを利用しながらの生活。グループホームなどでの支援を受けながらの生活。

※緊急時とは

- ・ 日中夜間を問わず、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等で本人または家族等では対処できないような事態。
- ・ 医療的ケア、行動障害等専門的な対応が必要な緊急事態。
- ・ 虐待、DV等における緊急保護等の緊急対応が必要な事態。
- ・ 災害への対応（自然災害、感染症等）・・・防災部会ともリンクする

○**登録制の考え方・・・本人の安心感と受け入れる側の安心感**

※緊急支援の対象者を事前登録制にする。

できることをきちんとやるため

※クライシスプラン・・・私が困ったときにこうしてください

- ・ アセスメントがしっかりできていれば誰でもケアができるはず
- ・ アセスメントとともに、登録内容に、危機発生要件、終結条件、提携受け入れ事業所を明記する
- ・ ケア会議を開催し、登録ができること
- ・ 登録外対象者への対応も考えておくこと

行政側が日中一時支援の利用等をきちんと決めておく

※どのような状況を『緊急』と考えるかは、人によって様々であることがポイント

登録書の作成でその人にとっての『緊急』の明確化

何があってもSOSを出せば大丈夫という本人の安心感

適切な支援の統一化・・・受け入れる側の安心感

# 市内事業所を対象とするアンケートを実施

## 【調査趣旨】

ひたちなか市における地域生活支援拠点等整備に伴いより良い拠点づくりができるよう

- ・各事業所における拠点整備に関する認知度
- ・各事業所における緊急時対応や体験の機会・場の提供の可否
- ・高齢者入所施設系サービス事業所における共生サービスの提供の可否

を確認し、障害者福祉サービス関係機関全体で共有できること、また、各事業所の意見や要望の聴取を目的として実施。

## 【調査名】

ひたちなか市地域生活支援拠点等整備に関するアンケート

## 【調査方法】

手渡し、郵便

## 【調査期間】

令和4年4月27日～令和4年5月16日

## 【調査対象】

市内障害福祉サービス事業所、市内高齢者入所系サービス

## 【回収率】

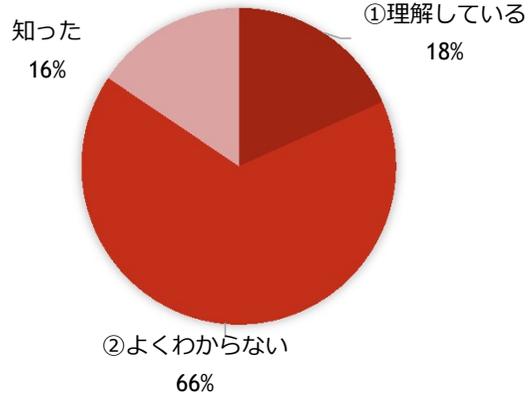
障害福祉サービス事業所 …78%

高齢者入所系サービス事業所…43%

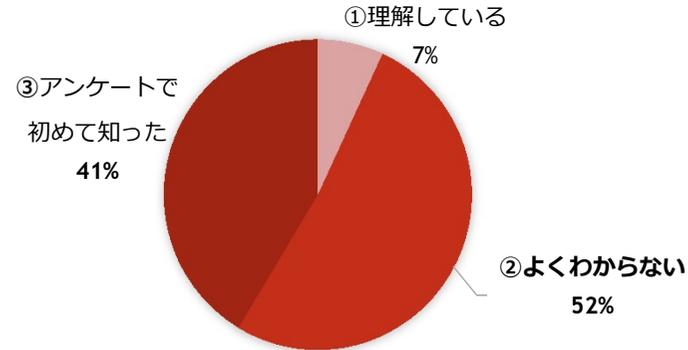
## 【拠点整備に関する認知度】

### 《障害福祉サービス事業所》

③アンケートで初めて

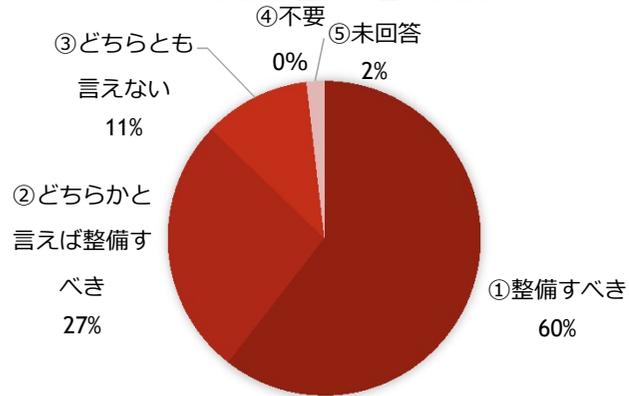


### 《高齢者入所系サービス事業所》

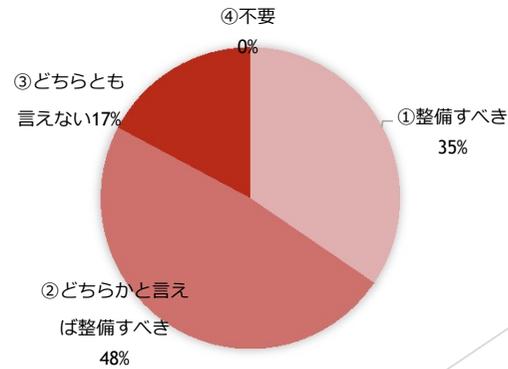


## 【緊急時の支援について】

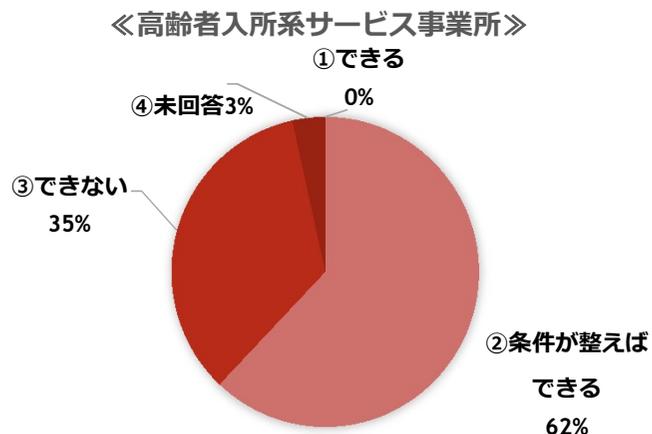
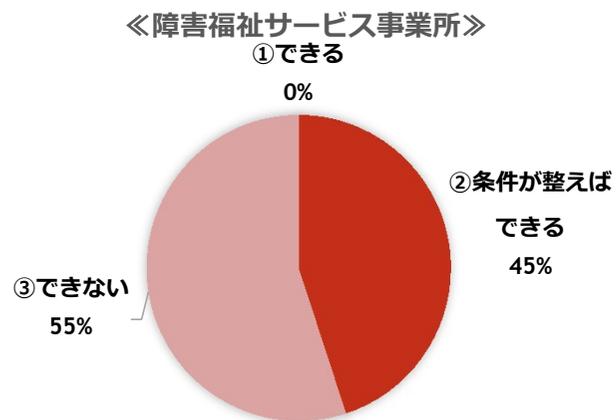
### 《障害福祉サービス事業所》



### 《高齢者入所系サービス事業所》



## 【緊急時サービスの提供】



残念ながら緊急時サービスを提供できるという事業所はゼロであった。

### 【できない理由の上位3つ】

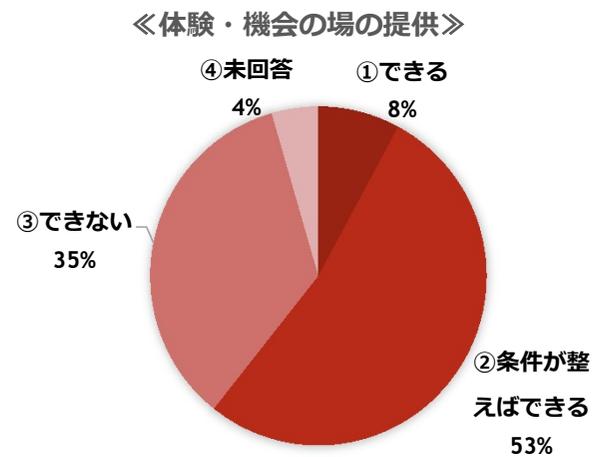
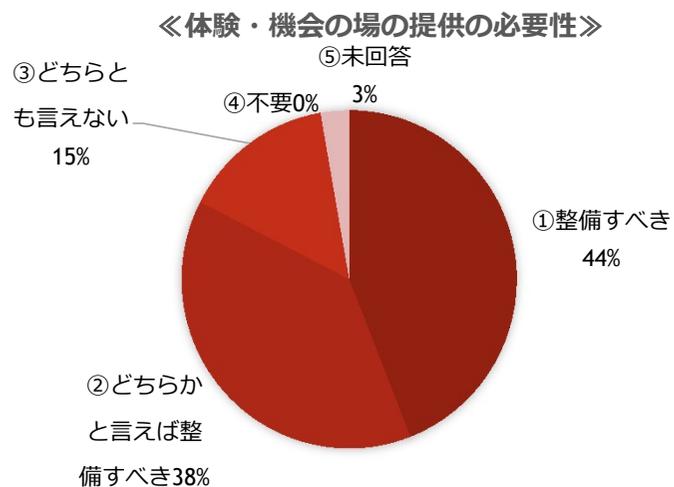
#### 《障害福祉サービス事業所》

- ①緊急時に対応できるヘルパーがいない。
- ②24時間連絡を受けられる体制がない。
- ③休日連絡を受けられる体制がない。

#### 《高齢者入所系サービス事業所》

- ①当該ケースの情報がない中で、突然に支援に入れない。
- ②24時間連絡を受けられる体制がない。
- ③その他
  - ・法人としてどうか
  - ・よくわかっていない
  - ・本社に問い合わせないと

## 【体験の機会・場の提供】



※障害者福祉サービス事業所のみ回答を求めた。

**できると答えた事業所は既に取り組んでいるという事業所もあるが、条件が整えばできるという事業所が大半である。**

**サービス提供できない理由として、人材不足や当該ケースの情報不足が挙がっていた。**

# アンケートから見えた問題点と今後について

- ・拠点等整備に関する認知が進んでいない。
- ・緊急時対応ができる事業所がない。

→ 事業所向け・高齢者施設向け・市民向けの研修会等を実施する。  
親亡き後や施設退所後も障害児者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築する。『共生』に対する意識付けを行う。  
→ 緊急時対応できる事業所の数を増やす。（障害児者事業所）  
→ 共生型サービスを提供できる高齢者事業所が増えるよう働きかける。  
サービス利用時の加算等費用の問題をどうするのか。自治体独自の報酬を作るのか。

- ・人材不足で緊急時の受け入れなどができないという現状がある。

→ 業界としての慢性的な人手不足があり、また、医療ニーズや専門の特性に対応できる人材も不足している。  
研修等を通して医療ニーズや専門特性に対応できる人材を育成する。  
人手不足という問題に対してはどのように対応していくか。

- ・ 緊急時対応をどのように想定するのかという質問に対して色々な意見が挙がっており、どのような視点で緊急時対応と呼ぶのかが明確ではない。



緊急事態を明確に想定する。

登録制とし、緊急時の事前設定を行う。クライシスプランの作成を行い、緊急事態が発生する以前に情報共有を行っておき、緊急時に速やかに対応できるようにする。

登録していない人にどのように対応していくか。



短期入所や緊急対応できる訪問型事業所の空き状況の情報提供を行う。

事業所の情報を取得できるよう連携を図る。

→顔の見える関係作りをする。

→システムを導入する。

市独自の手段として日中一時支援の活用はできないか。独自の報酬を設定できないか。

## 議案（3）防災専門部会の活動報告について

### 1. 協定締結までの経緯

- ・令和4年2月、市と防災専門部会の主なメンバーである「ひたちなか・那珂・大洗・東海地域福祉関係団体連絡協議会（以下「協議会」という。）」の間で、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した。今回の協定に賛同した5事業所が、協定福祉避難所となることで、障害者が安心して避難できる新しい仕組みづくりがスタートした。
- ・協定福祉避難所は、災害時に障害者にとって安心できる避難所を提供する仕組みを目指すもの。主なメリットとしては、①普段通り慣れた事業所が避難所となり（知的・精神障害者が安心して避難することができる）、②指定避難所等で市職員が対応するよりも、知的・精神障害者に対して適切なケアができる。

### 2. 防災訓練について

- ・市総合防災訓練に合わせて、協定福祉避難所で実際に避難者を受け入れた場合を想定した訓練を実施する。訓練では、避難所開設や避難者受け入れにあたって市と協定福祉避難所での連絡調整のシミュレーション（中継的役割を担う協議会事務局の連絡シミュレーションも含む）、災害情報の共有、段ボールベットづくり等の体験などを想定している。

日時 : 令和4年8月27日（土）午前9時～12時頃

場所 : 協定福祉避難所

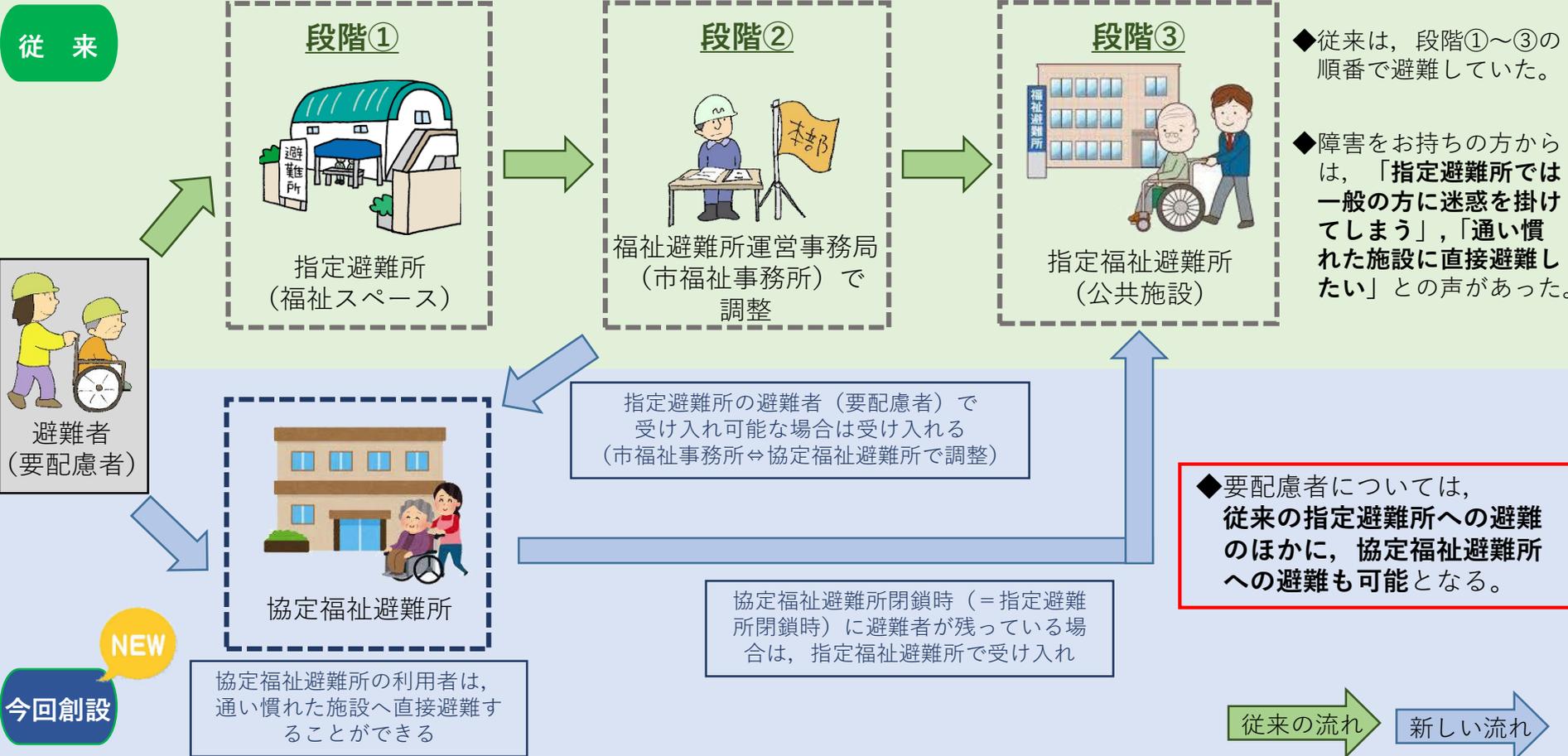
参加予定 : ひたちなか・那珂・大洗・東海地域福祉関係団体連絡協議会（防災専門部会）、市地域福祉課、障害福祉課ほか

その他 : 訓練内容は、総合防災訓練タイムスケジュール等に沿って、市で計画し第2回防災専門部会（8月1日）で確認する。

### 3. 今後について

- ・防災訓練での課題を共有するとともに、協定福祉避難所の連絡方法や運用面のあり方について検討する。
- ・協定福祉避難所となる事業所の拡充や、対象者を知的障害・精神障害以外の障害分野に広げた中で避難所のあり方について検討する。

## ○ 協定福祉避難所イメージ図



### 協定福祉避難所を設置するメリット

- ☑ 障害福祉サービス事業所の協力を得ることで、要配慮者に対して適切なケアができ、安心して避難することができる。
- ☑ 事業所が避難所となることで、避難が必要な方へ呼びかけをしてもらうことが可能となり、広く避難指示の周知ができる。

